

「障害程度区分問題についての考察 その②」

前号では障害者のハンデキャップ(社会的不利)を埋めるために、社会サービス財源を再配分することが必要となり、その際に用いられる規範としての障害程度区分が歴史的変遷とともに変化してきたことを述べた。

今回の「障害者自立支援法障害程度区分」では、介護保険の要介護認定をベースにし、七段階に分類されることとなった。しかも、障害程度区分によって利用できない施設類型があることによって、現在利用している施設の継続利用が困難になり、特に入所施設利用者の保護者に大きな動揺が広がった。一方施設を運営する事業者は、マニュアルに従って認定すると、前年比一五から四〇%もの減収となることで、事業の存置さえ困難な状況が危惧されることとなった。その結果事業者は障害程度区分を上げることに拘泥し、自治体と交渉を続けた。ついには岐阜県独自の障害程度区分が上がるロジックを策定することとなった。

筆者はこれらの動向に対して別の意味で困惑している。これらの議論の中には「福祉の心」が欠如しているのである。福祉サービスを、個々の単価にしたがって遺漏無く提供する実践。この行為は、市場における等価交換の商行為であり、「福祉」の概念からは程遠いものなのである。

『私たちは社会福祉実践が「ゆらぎ」との直面であることを忘れてはならない。「ゆらぎ」をまったく経験することの無い実践、「ゆらぎ」をすべて許さないシステムやマニュアルがあるとすれば、それは誤りである。いかなるシステムも実践も、人を対象とするかぎり、常に「ゆらぐ」ことのできる余地と振幅を持たなければならない。| 中略 | 社会福祉実践を行う際の前提条件となっているのが「ゆらぎ」や「迷い」「ジグザグ」「逆戻り」さらには「失敗」などの過程であると言える。そう考えると「障害者自立支援法」の「障害程度区分認定」はまさに一円単位の契約による「固定構造を」福祉の実践に持ち込むこととなる。換言すれば「実践の質」ではなく「実践の量」が問われることとなる。』

制度の変更とともに最も議論されるべき実践の問題が、昨今ないがしろにされているのではないか。私たち事業者は、以前「障害の軽重」を問わず、同額の月額報酬を、専門性を生かした「裁量」で効果的に遣って実践を行ってきた。この「裁量」部分が大きく毀損されている。

「小さい政府」「地方への権限委譲」「規制緩和」「自己選択」「自分らしい人生」などの鼻白む言葉の裏にある、財政抑制を柱とした強力な締め付けの事実を今一度確認したい。

文責 いぶき はやしもりお